



福岡県医発第2147号（保）
平成14年 3月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬太郎



組合員の一部負担金割合の変更等について

標記の件につきまして、全国土木建築国民健康保険組合より、平成15年4月1日から70歳未満の組合員本人に係る給付率を8割から7割に改め、一部負担金の割合を変更する旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該組合被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の割合は下記のとおりです。

また、これに併せて3月31日をもって継続療養給付制度が廃止となります。

記

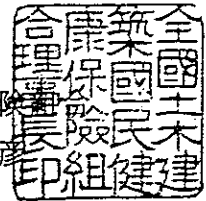
区 分		一部負担金の割合 (結核予防法及び精神福祉法適用医療を含む。)	結核予防法及び精神福祉法適用医療の自己負担
3 歳 未 満		2 割	な し
3 歳以上 7 0 歳未満		3 割	
7 0 歳以上	一定以上所得者	2 割	
	一 般	1 割	



土本第6193号の2
平成15年2月26日

福岡県医師会
会長 関原敬次郎様

全国土木建築国民健康保険
理事長 坂本 龍彦



組合員の一部負担金割合の変更等について

拝啓 早春の候いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合被保険者に対する療養の給付につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では来る4月1日から70歳未満の組合員本人に係る給付率を8割から7割に改め、一部負担金の割合を変更することといたしました。このことにより、本組合被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の割合は下記のようになります。

また、これに併せて3月31日をもって継続療養給付制度を廃止することといたしましたので、ご了承賜りますとともに、これらのことについて貴会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

区 分		一部負担金の割合 (結核予防法及び精神福祉法 適用医療を含む。)	結核予防法及び 精神福祉法適用医療 の 自 己 負 担
3 歳 未 満		2 割	な し
3 歳以上70 歳未満		3 割	
70 歳以上	一定以上所得者	2 割	
	一 般	1 割	

